



長野県報

5月19日(木)
平成23年
(2011年)
第2268号

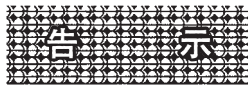
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室)	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課)	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(健康長寿課)	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室)	3
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(健康長寿課介護支援室)	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)(生活排水課)	5
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	5
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	6
基本測量の実施(建設政策課)	7
公共測量の終了(建設政策課)	7
政治資金規正法に基づく平成21年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)	7

公告

一般競争入札(2件)(消防課)	8
一般競争入札(食品・生活衛生課)	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(4件)(経営支援課)	10
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課)	13
家畜伝染病発生の届出(2件)(園芸畜産課)	13
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会の中止(都市計画課)	13
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び都市計画区域区分の変更案に係る公聴会の中止(都市計画課)	14
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施の届出(農地整備課)	14
一般競争入札(高校教育課)	14
正誤(道路管理課)	15



長野県告示第358号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

上田市

2 事業の種類

城南公民館建替事業

3 起業地

(1) 収用の部分

上田市中之条字久々田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

城南公民館建替事業(以下「本件事業」という。)は、解放会館機能を含む公民館を整備する事業であり、法第3条第22号に掲げる社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館及び同条第23号に掲げる社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である上田市は、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在の城南公民館は、昭和49年に建築された建物で、建物の老朽化が進行し、避難経路となっている二階ベランダの損傷が激しく危険であるなど修理が必要な箇所が多く見られ、早急な対策が必要なことに加え、バリアフリー化もされていないことから、高齢者等の施設の利用に支障が出ている。

また、公民館としては授乳室や多目的トイレなど利用者の利便性の向上等のために必要な施設が確保されていないこと、解放会館としては相談室や解放こども会の教室を公民館の一室と共用しているため、個人情報や相談内容の守秘といった観点から十分な配慮ができていないことなど、既存の施設では対応が難しい課題を多く抱えている。

さらに、地域内の人口増加や公民館における学習活動の拡大による利用者の増加に伴い施設が狭あい化し、部屋数の不足から、利用者の希望に対応できない状況である。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保して解放会館機能を含む公民館を整備するものである。

本件事業の実施により、これまで他の施設を利用して実施していた事業を公民館で集約的に開催できるほか、利用者の安全性の確保や利便性の向上、さらには公民館事業、社会福祉法第2条第3項第11号に掲げる隣保事業及び地域住民との協働によるまちづくりの推進など、互いに連携を取ることに

よって、よりきめ細かな市民サービスの向上が期待されると認められる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地の東側及び北側は十分な幅員の道路に面しているほか、西側は生活道路に面している。当該起業地の東側の一部及び西側に民家が隣接するが、景観及び騒音に配慮するため植栽等を行うことから、周辺の住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、既存の公民館は老朽化が進行し、修理が必要な箇所が多く見られることから、利用者の安全性の確保の面で課題を抱えており、これを早期に解消する必要がある。

また、本件事業は、平成19年度に策定された「第一次上田市総合計画」の前期基本計画及び平成22年度実施計画(計画年度 平成22年度～24年度)に掲げられており、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上田市教育委員会第二庁舎 上田市教育委員会生涯学習課

企画課土地対策室

長野県告示第359号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
たばたクリニック	佐久市平賀2366-2	平成23年5月1日
株式会社日医調剤ちの薬局	茅野市ちの字洪沢628-4	平成23年5月1日

健康長寿課

長野県告示第360号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
中沢内科神経科医院 長野市西鶴賀町1471	中澤医院 長野市西鶴賀町1471	平成23年5月1日

健康長寿課

長野県告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人陽気会	ヘルパーステーションあずさ	長野県松本市梓川梓2516-6	平成23年5月1日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ねむの木	宅老所ねむの木	長野県南佐久郡小海町千代里2933	平成23年5月1日
株式会社和が家	和が家間下	長野県岡谷市山手町2-3-26	平成23年5月1日
社会福祉法人長野南福祉会	陽だまり篠ノ井	長野県長野市篠ノ井布施高田字居返798番3	平成23年5月1日

特定非営利活動法人あつたらいいな地域福祉会	デイサービスみつめ	長野県長野市若穂川田字町上2643番地	平成23年5月1日
-----------------------	-----------	---------------------	-----------

(3) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人サン・ビジョン	ショートステイホームグレイスフル箕輪	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪6062	平成23年5月1日

(4) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	福祉用具レンタルひなたぼっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650-1	平成23年5月1日
フランスベッド株式会社	フランスベッド株式会社松本営業所	長野県松本市南松本2-7-30 昭和ビル2F	平成23年5月1日

(5) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
フランスベッド株式会社	フランスベッド株式会社松本営業所	長野県松本市南松本2-7-30 昭和ビル2F	平成23年5月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社A-line	Aライン居宅介護支援事業所	長野県佐久市小田井719番地3	平成23年5月1日
株式会社ウィッシュ	ケアオフィスウィッシュおじり	長野県塩尻市広丘野村2210 柵外大空203号	平成23年5月1日
合同会社暁	介護支援きたはら	長野県北安曇郡池田町池田4094-2	平成23年5月1日
特定非営利活動法人幸寿会	やわらぎの家居宅介護支援事業所	長野県中野市中野291-3	平成23年5月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人陽気会	ヘルパーステーションあずさ	長野県松本市梓川2516-6	平成23年5月1日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ねむの木株式会社和が家	宅老所ねむの木 和が家間下	長野県南佐久郡小海町千代里2933 長野県岡谷市山手町2-3-26	平成23年5月1日 平成23年5月1日
社会福祉法人長野南福祉会	陽だまり篠ノ井	長野県長野市篠ノ井布施高田字居返798番3	平成23年5月1日
特定非営利活動法人あったらいいな地域福祉会	デイサービスみつめ	長野県長野市若穂川田字町上2643番地	平成23年5月1日

(3) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人サン・ビジョン	ショートステイホームグレイスフル箕輪	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪6062	平成23年5月1日

(4) 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	福祉用具レンタルひなたぼっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650-1	平成23年5月1日
フランスベッド株式会社	フランスベッド株式会社松本営業所	長野県松本市南松本2-7-30 昭和ビル2F	平成23年5月1日

(5) 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
フランスベッド株式会社	フランスベッド株式会社松本営業所	長野県松本市南松本2-7-30 昭和ビル2F	平成23年5月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第362号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。
平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

指定介護老人福祉施設

開設者の名称	施設名称	施設所在地	指定した年月日
社会福祉法人サン・ビジョン	特別養護老人ホームグレイスフル箕輪	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪6062	平成23年5月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
大町市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大町都市計画下水道事業 大町市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成7年7月2日から
平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
松川村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
池田都市計画下水道事業 松川村特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成7年7月2日から
平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第365号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

中野市大字赤岩字牧ノ入209の4

- 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第366号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村長島73から76まで、78の1、79の1、243の1、243の3、244から246まで、247の1、248のイ、284の1、285、361、386の3、391の1、391のイ、394の1、395の1、404、405の1、405のイ、408、415
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第367号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡泰阜村2660の2・3464の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第368号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡白馬村大字北城字とんよふ16088、字とんよふ道上16089から16091まで、字トノヨフ道下平16092、字樫ノ木沢16094、16095、字横手道下16096の1、字横手平16097、字田平16220、16262、16264・16266の1・16266のロ・16287（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、16288、16289のイ、16289のロ、16327から16334まで、16335・16336・16338・16339・16341（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字乙塚16283の2、字林口16290、字カジッコ16295の1、字栗平16297から16300まで、16301のイ、16301のロ、16304から16306まで、16308、16309のイ、16309のロ、16310から16313まで、16314の1、16314の2、16315、16316、字野戸16319から16324まで、16326、字小林16342、16343の1、16343の2、16343のイ、16344のイ、16344のロ、字横手向16345の1（次の図に示す部分に限る。）、16345の3、16345の5、字二又16346、16352の1、字一枚田16348から16350まで、16353、16354、字ナメシ16356、字かや場下16358、16359、字中ヲネ16360、16361、16363、16367、16369から16374まで、字南堤16376、16378、16380、16381、16383から16385まで、字白蔵16386の1、16386のイ、16400、16401、字大畑16387、16888、16389の1、16389の2、16390、16391の1、16391の2、16392、16393、字城峯16394、19395、字北堤16398のイ、字二又南平16402、字水尻16403、字菱田南平16404、字菱田道下16405、字赤畑16408から16410まで、16412、16413、16414の2、16414のイ、16415、16417から16419まで、字菱田16421から16426まで、16429から16433まで、字長畑16434、16435、字西平16436

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第369号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第370号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡大桑村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第371号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡大桑村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第372号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）

2 作業期間

平成23年5月30日から平成23年11月30日まで

3 作業地域

中野市、飯山市、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第373号

茅野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年5月19日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成22年4月1日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

茅野市

建設政策課

選告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成21年分の政治団体の収支に関する報告書について、民主党長野県参議院選挙区第1総支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成23年5月19日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別冊の民主党長野県参議院選挙区第1総支部中

「 組織活動費 5,299,395円
寄附・交付金 960,000円」

を

「 組織活動費 4,471,395円
寄附・交付金 1,788,000円」

に、

「（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 996,000円）」

を

「（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 1,824,000円）」

に改める。

選挙管理委員会